

証拠説明書

甲 1 [redacted] (写し)

甲 2 [redacted] 写し)

甲 3 [redacted] (写し)

甲 4 児童の権利委員会の「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」の仮訳 (写し)

外務省のホームページに掲載されている資料。

(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100078749.pdf>)

家庭環境を奪われた児童

28. . . . 委員会は以下を深刻に懸念する。

(a) 家族から分離される児童が多数にのぼるとの報告がなされていること、また、児童が裁判所の命令なくして家族から分離される場合があり、かつ最長で2か月間児童相談所に措置され得ること。

(e) 施設に措置された児童が生物学的親との接触を維持する権利を剥奪されていること

29. . . . 委員会は、締約国に対し以下を要請する。

(a) 児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること、児童の分離に関する明確な基準を定めること及び親からの子の分離が最後の手段としてのみ、それが児童の保護のために必要かつ子どもの最善の利益に合致する場合に、子及びその親の意見を聴取

した後に行なわれるよう確保すること。

(e) 児童相談所において児童を一時保護する慣行を廃止すること。

甲5の1, 2 Representing Parents in Child Welfare Cases (Martin Guggenheim and Vivek S. Sankaran) ABAの書籍の1.04 The Nature and States of Parental Rights Under the Constitution (憲法の下での親の権利の性質と地位)の部分と関係個所の翻訳(いずれも写し)。

上記は、American Bar Association (ABA) (アメリカ法曹協会)が出版する書籍であり、上記箇所の執筆者である Martin Guggenheim 氏は家族法の権威で New York University の家族法の教授である。

憲法は、明示的には州による不当な干渉なく子を養育する権利を親に与えていないが、米国最高裁は、1920年代から、一貫して活発に、憲法の原則の適用を通じて、親の権利を守ってきた。妊娠し子を育てる権利を「essential (本質的)」「basic civil rights of man (基本的人権)」「rights far more precious …than property rights (財産権よりはるかに重要な権利)」としてきた。裁判所は、2000年に、「子の世話、監護そしてコントロールについての親の利益」を「おそらくこの裁判所が認めた最も古い基本的自由」であるとした。裁判所がかつて要約したように「親の子についての法的利益」は「永続する米国の伝統として議論の余地なく確立されたもの」である。

第2巡回裁判所が、ほとんど40年前に説明したとおり、「州の巨大な力により強制的に介入されることなく一緒にいる家族の権利は、親と子の双方の権利を含む」。子は「親との日々の交流の親密さに由来する感情的愛着の崩壊」を回避する憲法的権利を持つ。(親と子は同じく「州の巨大な力の強制的介入なしと一緒にいる」「基本的権利」を共有する。)(「州によって強制的に引き離されない利益が親と子によって共有される。」)

甲6の1, 2 甲5で言及されている、米国最高裁の判例である *Troxel v. Granville*, 530 U.S. 57 (2000) (一部)と関係個所の翻訳(いずれも写し)

米国最高裁が、長い歴史の中で、繰り返し、第14修正のデュープロセ

ス条項が、子の世話、監護及びコントロールに関する、親の基本的権利を保障することを確認してきたことが示されている。

甲7の1, 2 **Representing Parents in Child Welfare Cases** (Martin Guggenheim and Vivek S. Sankaran) ABA (甲5の書籍)の4.02(b) **Rights to Judicial Review and a Removal Hearing** (司法審査の権利と保護聴聞)の部分と関係個所の翻訳(いずれも写し)。

緊急保護を授権する法規定にかかわらず、すべてのかかる(隔離による)保護は修正4条の逮捕(seizure)と、デュープロセス条項の下での自由の剥奪に該当する。

憲法は裁判所が事実に基づき(隔離による)保護を審査し承認することを要請する。この審査は2種類ある。第1に、最高裁は、修正4条は、個人が令状なく(逮捕前審理なく)逮捕されるとき、通常、48時間以内に逮捕の司法審査がなくてはならないことを要請すると判示した。**City of Riverside v. McLaughlin, 500U.S.44(1991)**参照。この審査は逮捕を正当化する相当な理由の有無に焦点を置く。子の福祉のための(隔離による)保護についてこの要請は変わらない。州の官吏は逮捕の事情の迅速な司法審査なしに(何歳であろうと)個人を逮捕できない。しかし、修正4条により要請される**City of Riverside**の審査は、子が危険にあると信じる相当な理由の有無の調査である。

第2に、親と子は、他の結論を正当化するやむにやまれない州の利益(compelling state interest)がない限り、一緒に住む実体的権利を有する。親は、州が子のマネジメント、ケア及び監護への介入を求める時、実体的なデュー・プロセス権を有する。**Troxel v. Granville, 530 U.S.57,65-66 (2000)**参照(「子のケア、監護及びコントロールについて決める親の基本的権利」に関する事案を引用し、親は誰が子を訪れるかを決める権利を有する)。同様に、子はその家族の保持について憲法的に保護された自由利益を有する。……憲法は、その剥奪後、州の行為に対する迅速な司法審査の手続的権利とともに実体的権利を保障する。

修正14条は、親の子の監護の実体的権利とその家族にとどまる子の権利を保障し、修正4条の相当な理由審査とは異なる審査を要請する。修正14条の下で問われるべきは、子を確保するやむにやまれない州の利益

の有無である。この調査は、子が危険にあると信じる相当な理由の質問を超え、子が十分に危険にあり隔離が選択しとなり、その場合でも、州の子を保護する利益の促進のため、それが最も制限的でない手段であるかどうかに関心をおく。

甲 8 児童虐待に関するアメリカの法手続・・・フロリダ州を例にして（山口亮子教授）（写し）

福祉局のソーシャルワーカーは、児童虐待・ネグレクトの通告を受け、スクリーニングした後、子を親から引き離すことが必要であると判断すれば、引離しを実行する。その後24時間以内に、裁判所の保護審理（Shelter Hearing）を行わなければならない。子の親からの引き離しには、親の同意は必要でないため、裁判所において、DCF（福祉局）が子を一時保護するにあたり、相当の理由があったかが審理される（5頁）。

保護審理の際は、DCF（福祉局）は、子を引き離す合理的理由があり、保護する必要性を除去し得たかが審査され、十分な措置を行っていないければ、裁判所から適切な指示が与えられる（5頁）。

子の精神安定のため、1週間に数時間は親子が面会して交流する機会を設けておかなければならないとされており、必要があれば、監督付の面会交流となる（6頁）。

子が家庭から引き離されている場合は、親子再統合の可能性を目指すため、親子の面会交流が子の最善の利益に適わないという明白かつ確信のある証明がない限り、面会交流は保障されている（9～10頁）。

甲 9 児童の権利委員会の「日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見」（甲4）の英文の関係箇所

28. ... However, the Committee is seriously concerned that:

(a) A reportedly high number of children are removed from the family and that **children may be removed from their family without a court order and can be placed in child guidance centres for up to two months;**

(e) **Children placed in institutions are deprived of their right to keep contact with their biological parents;**

29. …the Committee urges the State party to:

(a) **Introduce a mandatory judicial review for determining whether a child should be removed from the family**, set up clear criteria for removal of the child and ensure that children are separated from their parents as a measure of last resort only, when it is necessary for their protection and in their best interests, after hearing the child and its parents;

甲10の1, 2 ”Implementation Handbook for the Convention on the Rights of the Child” (児童の権利条約の履行ハンドブック、第3版(2007年9月発行))の関係頁とマーカー箇所の翻訳(写し)

- 正当性のない両親からの子の分離は、締約国が子に対して行いうる、最も重大な人権侵害である。
- 児童の権利委員会は、リトアニアに対して、「司法審査を受けて、そのような分離が子供の最善の利益のために必要であると決定した場合を除いて、親の意思に反し子供が親から離れないようにする」ことを内容とする勧告を行っており、司法審査を受けた決定によるべきこと(=親子分離の際に司法審査がなされること)を前提としている。
- 第9条が起案されたとき、「分離期間は国内法の下できるだけ短期間であるべきである」ため、司法審査をすばやくする必要が強調されており、これも事前の司法審査を前提とする。
- 締約国のいくつかは、事前の司法審査がないことから条約9条を留保しており、条約9条が事前の司法審査を要求していることを前提とするものである。

甲11の1, 2 国連のHPの児童の権利条約の締約国についての説明の関係頁とマーカー箇所の翻訳(写し)

甲12 厚労省の子ども家庭局が実施する「児童相談所における一時保護の手続等の在り方に関する検討会」のとりまとめ(令和3年4月22日付)の関係頁(写し)

「児童の権利に関する条約第9条が、父母の意に反して児童をその父母から分離する場合には「司法の審査に従うことを条件として適用のある法律及び手続に従」うことを求めていることや、児童の権利委員会によ

る日本の第4回・第5回政府報告に関する総括所見で「児童を家族から分離するべきか否かの決定に関して義務的司法審査を導入すること」を要請されていることを踏まえ、一時保護に関する更なる司法関与について検討する必要がある」と記載されており、これは現行の一時保護についての司法審査が条約9条の要件を満たさないことを前提としている。

甲13の1～4 児童の権利条約44条に基づく日本政府の国連への報告の日本語訳（写し）

9条1項の手続きについて、事前の司法審査があるもののみを報告しており、一時保護についての報告も、9条1項の司法審査としての取消訴訟等の事後的司法審査の報告も一切行っていない。

第9条1項の親子分離について、
第1回報告（甲13の1）：

123.我が国においては、民法第818条第1項により「成年に達しない子は、父母の親権に服する」とともに、同法第821条により「子は、親権を行う者が指定した場所に、その居所を定めなければならない」と規定されていることにより、児童にその父母の意思に従ってその指定した場所に居住する義務が課され、更に法律上根拠がない限り第三者が児童と父母とを分離することはできないこととなっており、児童が父母から分離されないよう確保されている。

124.この条約第9条1にいう「権限のある当局が・・・分離が児童の最善の利益のために必要であると決定する場合」に関し、我が国においては、保護者の児童虐待等の場合の措置（児童福祉法第28条）として、都道府県により児童の里親、若しくは保護受託者への委託又は児童福祉施設への入所を行う場合（児童福祉法第27条第1項第3号）等があるほか、父母の協議上の離婚及び裁判上の離婚における家庭裁判所による子の親権者又は監護者の指定（民法第819条等）、子の監護者の変更（民法第766号第2項）、親権者の変更（民法第819条第6項）、父母の親権喪失の宣告（民法第834条）がある。

125.父母の意思に反して児童を里親若しくは保護受託者へ委託し、又は児童福祉施設に入所させることについては、児童福祉法に基づき、都道府県が家庭裁判所の承認を得ることが必要であり、その際の手続は、家事審判法及び特別家事審判規則に従って、家庭裁判所によって行われる。その際、現に監護する者及び親権者（親権のないときは後見人）、被保

護者の親権者又は後見人の陳述を、それぞれ聴かなければならないとされている（特別家事審判規則第 19 条第 1 項）ほか、満 15 歳以上の子の陳述も聴かなければならないとされている（同規則第 19 条第 2 項）。

第 2 回報告（甲 1 3 の 2）：

（a）第 9 条 1 に定める形で児童が父母から分離されないことの確保
175. 第 1 回政府報告パラグラフ 123、124 参照。

第 3 回報告（甲 1 3 の 3）：

C. 父母からの分離（第 9 条）

（a）条約第 9 条 1 に定める形で児童が父母から分離されないことの確保

278. 第 2 回政府報告パラグラフ 1 7 5（＝第 1 回政府報告パラグラフ 1 2 3、1 2 4）参照。

第 4・5 回報告（甲 1 3 の 4）：

（3）父母からの分離（9 条）

8 7. 2 0 1 1 年 5 月の民法改正により、親権停止制度が新たに設けられた（民法第 8 3 4 条の 2）。

子の親権者又は監護者の指定・変更及び親権の喪失・停止等の手続は、子やその親族等の申立てにより、民法、家事事件手続法及び家事事件手続規則に従って、家庭裁判所で行われる。同手続においては、関係当事者が手続に参加しかつ自己の意見を述べる機会が与えられている（別添 1 参照）。

甲 1 4 一時保護された子どもの権利保障の実態等に関する調査研究報告書（平成 3 0 年 3 月）の関係箇所（写し）

子どもの単独での外出については、8 2 %が「認めていない」とされている。

甲 1 5 朝日新聞デジタルの記事「児童被害児らの一時保護所で人権侵害 都の第三者委指摘」（2 0 1 9 年 7 月 1 8 日）（写し）

東京都の第三者委員の意見書（甲 1 7）に基づく記事

- 所内での子どもたちの処遇をめぐっては、各地で問題が指摘されているが、第三者の立ち入りが極めて難しいため、具体的な問題点が明らかになることはこれまでほとんどなかった。
- 「どのルールも管理思考で、子どもの人権擁護の視点に欠ける」

- 東京だけの問題ではない。全国共通の課題と考えるべき。

甲 1 6 朝日新聞デジタルの記事「保護された子、会話も笑顔も許されず 「まるで刑務所」」（2019年7月18日）（写し）

- 今年、都の一時保護所で数日過ごした少女（17）は「入所の時、下着まで脱ぐように言われ、裸になって調べられた。恥ずかしかった。」と振り返る。小さな部屋から出ることを許されず、トイレに行くにも職員に断らなければならなかったという。
- 意見書（甲 1 7）で指摘されたような一時保護所での処遇は、都に限らない。
- 「ここには自由が何もない」「さみしいし悲しい」・・・。意見書には、第三者委が聞き取った、子どもたちの悲痛な声が数多く記されていました。

甲 1 7 意見書【東京都児童相談所一時保護所】平成31年3月29日（写し）
第三者委員による意見書である。

甲 1 8 神戸新聞 NEXT の記事「女子中学生「まるで刑務所のように」私服着用できず、異性との会話禁止・・・ 児相「異常」」（写し）

- 神戸市子ども家庭センターに保護された経験のある女子中学生。
- 入所後、職員から様々の規則が伝えられた。「男子と話してはいけない。目を会わせてはいけない」「トイレに行くときは必ず職員に声を掛ける」「私服は着用できず、下着やズボン、靴下など2セットだけ与えられる」・・・生徒は「耐えられない規則。悪いことをしていないのに刑務所にいるようだった」と語った。
- 規則を破った人は、「説教部屋」と呼ばれる2畳ほどの個室に何日も入れられるほか、話したり、目を合わせたりするなど他の子どもとの接触が遮断される。「罰を受けている子を無視するのがつらかった。いじめているような気分になった」
- トイレへ行く際は必ず職員に声を掛け、付き添ってもらわなければならない。
- 私服は基本的に着用できず、冬はジャンパーを与えられるが、生徒は「薄手で寒かった」と振り返る。
- 【子供を守るため必要 神戸市こども家庭局こども家庭センター黒田尚宏所長の話】個室は「罰」ではなく暴力を振るった子に内省を促すため、長くても利用は3日程度。部屋の外にも出られる。ただ、集団生活が難しいなど別の理由で数週間過ごす子もいる。

甲 1 9 厚生労働省の HP での一時保護の説明の関係頁（写し）

「児童福祉法においては、従来一時保護の期間は定められていなかったが、児童虐待防止法において、児童福祉法に基づく一時保護の期間を原則として2月に限ることとされた。もともと、施設入所のように児童福祉法第 27 条第 4 項のような保護者の同意を要する旨の規定はなく（すなわち職権で実施できる）、（児童福祉法第 27 条の 3 の規定からして、子どもの行動の自由を制限できると解されるので）子どもの意思にも反して実施できる。関係者の意思に反して行う強制的な制度は、通常は裁判所の判断を必要とするが、児童福祉法の一時的保護については裁判所の事前事後の許可も不要である。このような強力な行政権限を認めた制度は、諸外国の虐待に関する制度としても珍しく、日本にも類似の制度は見当たらない。」と説明されており（4 頁）、国は、児童の権利条約の締約国を含め、裁判所の事前事後の許可も不要な一時保護の制度が世界標準からかけ離れた制度であることを認識している。

甲 2 0 人身保護請求事件に関する実務的研究（法曹会）の関係頁（写し）

「身体的自由」とは、身体の安全をいうのではなくて、行動の自由をいい、それは意思能力の有無を問わない。

甲 2 1 の 1, 2 「いま、児童相談所を考える」（写し）

関西テレビのホームページ

甲 2 1 の 1 で印刷できない部分が生じたので、その部分がわかるように甲 2 1 の 2 を添付している。

- 厚労省が全国の児童相談所に行った調査（2020年10月～2021年3月）によると、児相が「強制的な処分」として面会通信制限を行ったのは約0.3%（5109件のうち、20件）だった。大半の面会制限は、児相の口頭での「指導」で行われている実態が明らかになった。
- ここ数年、児相對応について取材をしてきたが、子どもを一時保護された親が何度面会を申し出ても、児相は殆ど根拠を示さずに、親子の面会を許さない“違法”又は“脱法”的といえる運用が常態化しているのではないかと感じている。これまで保護者が権限・裁量を有する児相の前に泣き寝入りをしてきた結果、こうした実態が表に出てこなかっただけではないだろうか。
- 広島県の報告書（甲 2 3）によると、子どもは「母親と離れたくない」と話していたが、児相は家庭の経済的問題を理由に一時保護。

その後、約半年間、子どもも母親も面会を希望していたが、児相は、審判申し立て中だったこと等を理由に面会を認めなかった。死亡する直前、子どもは面会できないことに落ち込み、涙を流していたという。

- 「一時保護の司法審査」は、条約上の義務であるにもかかわらず、体制が整わないことを理由に27年もの間、導入が先送りされてきた。

甲22 接見禁止命令、面会通信制限の調査結果等について（写し）

厚労省の「接近禁止命令、面会通信制限の調査結果等について」

令和2年10月～3月になされた面会通信制限5109件のうち、児童虐待防止法に基づく措置が20件に過ぎない。

全225児童相談所のうち、「すべてのケースで制限」「原則として制限する」の児童相談所が、面会制限について112箇所（50%）、通信制限について129箇所（58%）に及んでいる。

甲23 一時保護児童の死亡時案に関する検証報告書（写し）

広島県西部こども家庭センターが児童養護施設に一時保護委託をしていた児童が死亡した事案についての検証報告書。

- 本件センターでは、28条申立てなど家事紛争中には、保護者との面会を基本的には認めないという運用がなされている。
- 本事例における面会通信制限も、半ば慣例的なものであった。本件センターは、本児に対して、母が施設入所に同意するまでは面会できないと伝えていた。
- 本事例では、半年間を超える面会通信制限期間中、本児及び母は何度も面会を求めていたことからすれば、任意の協力を超えて実質的な強制性があったものと評価できる。

甲24 日本国憲法と「自己決定権」（佐藤幸治）（法学教室1988.11—No.98）
（写し）

甲25 子どもの「人権」とは（自由と正義第38巻6号）（写し）

甲26 子ども・家族・憲法（米沢広一）（有斐閣）の関係頁（写し）

甲27 憲法上の自己決定権（竹中勲）成文堂の関係頁（写し）

甲 2 8 法学基本セミナー憲法（内野正幸）（法学セミナー4/1987（No.388））
（写し）

甲 2 9 原告らについての、「引き続いての一時保護についての承認申立事件」
の審判（写し）

原告母は一時保護の延長を争ったが、判断の理由も明らかにされることなく、「申立てを相当と認め」との判示だけで、一時保護の延長が認められた。

甲 3 0 の 1、2 The UN Convention on the Rights of the Child、A
Commentary、Edited by John Tobin（オックスフォード大学出版）の
関係頁（307～319頁）とマーカーをした部分の翻訳（いずれも写
し）

家族は、社会の自然かつ基礎的なユニットとして認識されており、第9
条は、家族単位を守り、保護し、援助する権利群の一部として存在し、
その分離が子の最善の利益を確保するために必要でない限り、子に親か
らの分離に対する保護を行使する資格を創設する。

①9条1項は、権限のある当局による分離が司法の審査を受けなくては
ならないことを明らかにし、②家族生活に関する児童への干渉について
最小の侵害原則から、特に分離の判断に対する司法審査は素早くなされ、
実務的には数週間ではなく数日でなされるべきこと、③その司法の審査
には両親／子が関与できることが要請されるとされており、それは（父
母の意思に反する）分離の際に分離の決定に対する司法審査が要請され
ることを当然の前提とする。

甲 3 1 の 1、2 関西テレビの報道ランナーのHPの「これで“司法審査”と
呼べるのか」 児童相談所による一時保護時に裁判所の承認を要する改
正法が成立 当事者からは疑問の声 【検証・児童福祉法改正（1）】の
記事と、池下卓衆議院議員から入手した資料（いずれも写し）

一時保護に対する取消訴訟の件数は、平成30年度で2件、令和元年で
8件（国賠請求は两年度とも0件）である。

また、池下卓衆議院議員の質問に対し、厚労省の橋本泰宏子ども家庭局

長は「行政訴訟で保護者側の請求が認められて、2か月以内に一時保護が解除されるケースについては把握してございません」と回答しており、被告が主張する取消訴訟等の事後審査は、親から分離されない児童の権利を守る適正手続として機能していない。

甲32の1、2 児童の権利委員会が公表した「児童の最善の利益」についての、2013年5月29日付の「General comment No. 14 (2013) on the right of the child to have his or her best interests taken as a primary consideration (art. 3, para. 1)*」の関係頁とマーカーをした部分の翻訳(いずれも写し)

43番：児童の最善の利益の要請（3条）と児童の意見を表明する権利（12条）は相互に関係し、児童の意見の表明が確保されない限り、児童の最善の利益の要請は正しく適用され得ない。
これは、児童の最善の利益を要件とする9条1項と児童を含む関係者の手続参加を要請する9条2項の関係にも妥当する。

56番：条約は、家族生活への子の権利の保護を要請する。

61番：親からの分離の子への影響の大きさから、分離は、子が差し迫った危険にあり、その他必要な場合のように、最後の手段としてのみなされるべきであり、より非侵害的な方法で子を守ることができる場合には、分離されるべきではない。

65番：分離が必要な場合、意思決定者は、子の最善の利益に反しない限り、子が両親と家族（兄弟姉妹、親戚、子が強い個人的関係をもっていた人）とのつながりや関係を維持することを確保する。

甲33 逐条解説 児童の権利条約（改訂版）（有斐閣）の第9条の部分（写し）

第9条については、1982年会期において、アメリカが、「司法の審査に従うことを条件として」という句を挿入することを提案し、異議なく採択された。

「司法の審査（1項）」として、日本では、家庭裁判所の審判がこれにあたりとされている。

児童を、里親もしくは保護受託者に委託し、または児童福祉施設に入所させる場合や保護施設に収容する場合について、家庭裁判所の「承認」手続や「許可」手続を、それぞれ必要とすることが定められているから、条約9条1項の「司法の審査に従う」という「条件」が満たされていると解説されており、ここでの「司法の審査に従う」とは、(被告が主張するような取消訴訟等の事後審査ではなく)親子分離に際して行われる裁判所の審査という理解を前提としている。

甲34 児童の権利条約の関係規定(写し)

児童の権利条約は、家族を社会の基本的な集団でその構成員の成長と福祉のための自然な環境とし、児童の家族生活への権利を保護し、父母の養育を受けて育つことを児童の基本的権利とする(7条1項)。

甲35 児童の代替的養護に関する指針(第65回国連総会採択決議2009年12月18日)の関係箇所(写し)

3: 家族は社会の基本的集団であると同時に、児童の成長、福祉及び保護にとって自然な環境であるため、第一に、児童が両親(又は場合に応じてその他の近親者)の養護下で生活できるようにし、又はかかる養護下に戻れるようにすることを目指して活動すべきである。国は、家族がその養護機能に対する様々な形態の支援を受けられるよう保障すべきである。

47: 児童をその両親の意思に反して両親から分離するという決定は、所轄当局が法律及び手続に従い実施すべきであり、かかる決定は司法審査の対象となる。親は抗告を行う権利及び適切な法定代理人に連絡する機会を保障されるべきである。

51: .家庭への復帰を特に目的とした児童とその家族との定期的かつ適切な接触を、所轄団体は発展させ、支援し、かつ監視すべきである。

81: 児童を代替的養護下に置く際には、児童の保護及び最善の利益に従って、家族との連絡のみならず、友人、隣人及び以前の養護者など児童に近い存在のその他の者との連絡を奨励し促すべきである。児童が家族と連絡をとれない場合には、家族の者たちの状況について情報を得られるようにするべきである。

甲 3 6 産経ニュース（2022年11月3日）（写し）

国連の自由権規約委員会（B 規約人権委員会）が11月3日、日本政府に対し、「児童相談所への通報を受け、裁判所の判断を経ずに子供が児童養護施設などに預けられることも憂慮。子供を親から引き離して生活させることは最終手段として乱用を避け、実施に向けた判断基準の明確化も求めた。」ことが報道されている。

甲 3 7 の 1、2 自由権規約委員会の「日本の第7回政府報告に関する総括所見」（2022年11月3日）の関係箇所とその訳文（写し）

44.

委員会は、児童福祉法の改正および改定に関して締約国から提供された情報に留意しつつ、裁判所の命令および親の虐待の明確な証拠なしに子どもが家族から連れ出され、児童相談所での一時保護に置かれ、しばしば長期間にわたっていること、裁判官が一時保護の令状を出す必要があるかどうかを検討する上訴手続きにおいて親自身が自分の主張を述べることができないという報告に懸念を持っている。

45. 締約国は以下をしなければならない。

(b) 法律を改正して、子どもを家族から引き離すための明確な基準を設け、それが正当であるかどうかを判断するために、すべてのケースについて強制的な司法審査を導入し、子どもが最後の手段としてのみ、子どもの保護と子どもの最善の利益のために必要な場合に、子どもおよび両親の意見を聞いた上で両親から引き離されることを確保すること。

甲 3 8 甲 3 0 の関係頁の訳文

「両親の同意が、第9条の下で国の義務を免除するかについて問題は残っている。 実際、国とその代理人が親に不当な影響力を行使して、子どもの分離に同意させる可能性がある。そのため、国は親の同意が真正なものであったことの証明責任を負わなければならない。 真正な同意を証明するのに国が依拠できる指標としては、例えば、支援サービスや休息介護、デイケアなどの別居に代わる選択肢があること、同意を拒否し権限ある当局への申請に異議を唱える権利があること、独立した法的ア

ドバイスを得る機会があること、別居の法的及び実際的影響などについて、両親が十分に知らされていたことの証拠が含まれる。また、国は、両親がそのような情報を理解し、真正な同意をするのに十分な知的能力を有していたことを証明する必要がある。最終的には、同意が真正なものかどうかは、それぞれのケースの状況に応じて決定される事実の問題となる。」と解説されており、一時保護された親子の面会通信の権利保障のためには（法律での）権利の明記と権利の告知は最低限の条件である。

甲 3 9 増補 令状基本問題 上（一粒社）の関係頁（写し）

任意同行（＝被疑者の自由な意思に基づく同行）についても、途中で家に帰りたと言ったのに帰さなかったとか、途中から帰ろうとしても帰れない場合には、もはや任意同行ということとはできず、逮捕と同視すべきとされている。

甲 4 0 米沢広一「未成年者と人権」（ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ 3 憲法の争点）76～77頁（写し）

被告が第3準備書面6頁で引用する資料であるが、米沢自身「①親は血縁や日常生活から生じる子どもへの愛情のため、子どもの最善の利益になるよう行動すると推定される、②親は子どもの成長過程は過去将来を含めて継続的にみとおせる立場にある、③親は子どもの個性や要求を熟知しており子どもの意向を最も反映させやすい立場にある、等の理由から、子どもの保護や自律能力の形成は、第一義的には親の下でなされるべきことになる」「まず、親による保護だけでは不十分なのかを問うことが必要となる。十分である場合の国家の介入は、未成年者の権利の侵害とともに親の養教育権の侵害となりうる。」と指摘する。

甲 4 1 北朝鮮拉致被害者（横田めぐみさん）についての記事（写し）

2022年10月6日の日本経済新聞（朝刊）の記事。13歳の時に娘（横田めぐみさん）を北朝鮮に拉致された横田滋さんと早紀江さんは、生涯を通して娘の救出活動を行ってきた。（娘が拉致されて以来）「気が狂うような状態で、45年も我慢して生きてきた。」と書かれている。

親の子についての憲法上の人権を認めなければ、子を北朝鮮に拉致され

た人たちは、人権が侵害されていないということになるが、日本国憲法の解釈としても、そのような解釈はあり得ない。米国最高裁の、親の子についての権利を「rights far more precious … than property rights (財産権よりはるかに重要な権利)」という判示(甲5)は適正である。

甲42 同性婚制度がないことを「違憲状態」とした判決についての日経新聞の記事(写し)

本日(12月1日)の日経新聞朝刊の記事であり、東京地裁が、11月30日に、同性カップルが家族になる法制度がないことについて「人格的生存への重大な脅威、障害」であるとして「違憲状態」と判断したことが報道されている。

甲43 ネット上の英語辞書(weblio)の説明(写し)

「subject to」の代表的意味は「…を(得ることを)条件として」である。

甲44 「児童の権利条約 その内容・課題と対応」(一粒社)の関係頁(写し)

同条約は、その前文で「子どもは、その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべきである」と認め、家族の中で子どもが育つことの重要性及び家族関係の維持を承認しており、9条は親子分離がされる場合において適正な措置が採られることを保障する。そして、9条1項は「分離に際し司法の審査が行われること」を保障すると解説されている。

甲45 カリフォルニア州の児童保持後事件:ホームスクーリングと未成年裁判所の就学命令(甲16)の関係頁で関係個所にマークしたもの(写し)

「福祉・施設法典」(Welfare and Institutions Code)・第300条は、親から虐待を受けているなどの条件に該当する18歳未満のすべての者は、未成年裁判所の管轄(jurisdiction)の下にあり、未成年裁判所はその者を保護児童(dependent child)であると宣言することができる」と規定し「未成年裁判所は、保護を宣言した子どもについて親と分離(removal)するかどうかを決定する」とされている(197頁)。また、(日本との比較において)「米国では一時保護の段階から未成年裁判所が関与する」

ことが指摘されている（197頁）。

「緊急の必要がある場合」に、司法審査なしでの一時保護が認められるが、その場合でも、保護を継続する場合には48時間以内に裁判所に申立て許可を得なければならない（206頁）。

甲46の1、2 カリフォルニア州で司法審査のない（強制的な）緊急保護が認められる場合の要件についての文献とマーカー部分の翻訳（写し）

カリフォルニア州の弁護士（Serena M. Sanders）による解説である。それが親子の憲法上の人権と抵触することから、裁判所は、令状なしに子を引き離すことができる場面を、限定的に解釈している。

甲47の1、2 The UN Convention on the Rights of the Child、A Commentary、Edited by John Tobin（甲30）についてのオックスフォード大学出版のホームページでの説明とマーカー部分の翻訳（写し）

第一級の専門家による児童の権利条約についての詳細な専門書である。

甲48の1、2 AIを搭載したMicrosoftのBingへの質問とその回答（写し）

本件では、児童の権利条約9条1項の正文である英文の意味が問題となるところ、それについてAIを搭載したMicrosoftのBingへの質問（白抜き文字が原告ら代理人が入力した質問）と、それに対するBingによる回答である。

上記AIによると（条約9条1項の）「States Parties shall ensure that a child shall not be separated from his or her parents against their will, except when competent authorities subject to judicial review determine, in accordance with applicable law and procedures, that such separation is necessary for the best interests of the child.」は「・・・司法審査を受けた有能な当局が決定する場合を除いて、親の意志に反して子どもが親から離れることを防ぐよう、加盟国に求め」るもので（1/20）（甲48の1）、「親の意志に反して子を親から分離する場合には、必ず司法審査を要請する」という意味であり（2/20）（甲48の2）、「司法の審査を受けることなく、親の意志に反して子を親から分離した場合には、それに違反する」（3/20）（甲48の2）ということである。被告が主張する「保護の決定には（行政処分に対する）一般的な

事後的な司法審査が及ぶのであり、それで上記要請は満たされる」という解釈は、AI も示す英文の通常の意味からかけ離れた解釈であり、条約における英文の解釈として到底正当なものではない。